京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十四卷　第三號

昭和七年三月一日發行

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

論叢

官吏の俸給……法學博士　神戸正雄
魚食論……法學博士　財部靜治
統計系列論に於ける一課題……經濟學士　蜷川虎三

時論

軍事費の支辨方法……經濟學博士　汐見三郎
金再禁後の爲替相場……經濟學士　谷口吉彦

研究

紀州家名目金……經濟學士　菅野和太郎
長期景氣波動と世界恐慌……經濟學士　柴田敬
助郷制度に就いて……經濟學士　黑羽兵治郎

說苑

世界不況對策としての國際貸付銀行案……經濟學士　松岡孝兒
印度鐵道の世界的地位に就て……經濟學士　金持一郎
世界經濟論の對立に就て……經濟學士　名和統一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

第三十四卷　五八六　第三號　一二二

助郷制度に就いて（下）

黑羽兵治郎

四、助郷制度の推移（下）

既に述べたるが如く、助郷村の負擔能力は漸次減退を來し、而も之に對して賦課せらるゝ助郷役は漸次增加したのである。助郷村が疲弊を免る能はざりしは極めて當然の事である。就役する人馬の弱輩弱馬たるを許さず、農村有爲の青壯年、農耕須要の强馬を驅使し、馬匹一疋の代勤として人足二人を要求したる此助郷役のために、如何に農民が苦しみ農村が疲弊したるかは、屢次幕府に提出せられたる助郷村の歎願書に一瞥を與ふれば、一擧にして直接如實に見出しうるであらう。姑く這間の事情を既に發表せられたる研究に委ね、更に一歩を進めて、然らば之に對して幕府が果して如何なる方策を講じたるかを見るに、助郷村の負擔輕減を目的とせしが如き方策は遂に何ものをも求むる能はざる有樣である。唯茲に一つ、彼等の負擔する義務の一部を他に轉嫁したる事がある。他といふも等しく農民たることを忘れてはならぬ。而も之は助郷村の愁訴・一揆・不勤の勢に押流されて已むなく幕府の行ひし彌縫策であり、又助郷村の此等の態度は正に

幕府の無方策を前提とするものである。

助郷村の負擔輕減策は助郷村自らによつて講ぜられた。而して夫れは先づ幕府に對する負擔輕減の歎願といふ極めて穩な形態をとつて表れた。期するところが、幕府の指令を得、せめて負擔の過重部分のみをでも除去せんとする事にあつた事は言ふ迄もない。此の愁訴歎願は、最初の間は相當效果を擧げ得たるものであるが、助郷村よりの歎願多きに至ると共に、彼等のみの歎願書にては其效漸く薄きこととなり、茲に於いてか助郷村中には或は領主の添簡を請ふものを生じ、或は多額の費用を厭はずして遠路江戸に至り、親しく幕府當局者に其窮迫を訴ふるものも生じたが、猶之を以てするも效無きに至るや、遂に藩廳自らをして幕府に歎願書を提出せしむるものをさへ生じた。而も幕末に及んでは、多くの歎願は再三再四繰返されて後、漸くにして聽許せられたるに過ぎず、遂に聽許せられざりしものも亦頗る多いのである。

助郷役の過重を誘因とする百姓一揆は數件ではあるが其例を見る。[17] 其中明和元年上野・下野地方に起りしものは、參加人員實に二十萬人と計上せられてゐる。[18] 同一原因に基く逃散の例亦なしとしない。[19] (註一) 併し助郷村自らによる負擔輕減策として最も有效なりしものは不勤である。不勤は幕府勢力の失墜したる幕末に多く見らるゝ違法消極の自衛手段である。在來正路に勤めたる助郷にも不勤が行はれ初めた。新に指定せられたる助郷にも之が行はれた。請書調印をなしたる上不勤を行ふものも、中には請書調印を最初より斷乎として拒むものさへも生じたのである。[20] 其初

17) 黑正博士. 助郷に基く農民の紛爭（本庄博士編. 前揭書. 235-240頁）
18) 東武百姓一件（近世社會經濟叢書. 第十卷. 276頁）
19) 水口藩郡方日記拔書
20) 拙稿. 助郷不勤滯金の處分（經濟論叢. 第三十三卷. 第四號）參照

め遲參不參は曲事たるべしとせられたが、今や助郷村民にとつては何が合法であり違法であるかの形式は問題ではなく、何が負擔の輕減に有效であり無效であるかの實質のみが問題とせられた。斯る間に幕府により、曩に說明したる增助郷・加宿助郷・代助郷・夫等の代助郷・更に夫等の當分助郷の設定が行はれたのであるが、之れ唯右を削つて左に加へ、在來よりも更に廣範圍の農村に助郷役を散布したるに過ぎざるものである。

（註一）寬延四年近江水口藩領に於て行はれたる助郷不勤・逃散の一例を左に紹介する。簡に從ひ唯原文を揭ぐるに止め、之が說明は省略する。何となれば此の裏面に潛む彼等農村の窮迫は、最早說明を俟たずして容易に推知し得るからである。

文中加助郷又は加宿と稱するものは東海道水口宿に對する加宿助郷であらう。

『二月七日　塩野村・杉谷村・上池田村・山上村・倉治村・下池田村・柚中村

右七ヶ村去午年加助郷被仰付候處、村方困窮仕候旨に付、今日迄御請不申上に付、右七ヶ村之內山上村・塩野村・柚中村三ヶ村庄屋年寄幷長百姓召呼、御請不申候段相尋候處、兎角困窮之由申候に付、御請申上候哉又は不申上候哉、何分一兩日中其旨申上候樣に申渡す

二月廿二日　杉谷村長百姓共召呼、此度加助郷被仰付候處、御請不仕候に付、右長百姓拾人罷越候內三人牢舍申附、殘り七人牢番申付る

二月廿六日　杉谷村加助郷之義、御請可仕旨牢舍御免相願に付、召呼御免被成る

杉谷村庄屋役人惣體村方仕置不始末に付、庄屋壹人年寄一人遠慮申付る

三月五日　水口美濃部村へ加宿被仰付候處御請不仕候に付、今日召呼遂吟味候處、彌御請不仕候に付、（中略）十人罷越候處、三人牢舍七人は牢番被付る

三月廿七日　今日加宿之義に付、美のべ村庄屋平兵衞役人壹人長百姓八人召呼、右之內役人勘兵衞と申者牢舍申付る

三月廿八日　今日梅之坊・春福院・本之坊・杉本采女召呼、加宿之義御請不仕る譯遂吟味

三月廿九日　今日美濃部村百姓三十三人召呼

四月十三日　美濃部村與兵衛・甚四郎・善兵衛・市郎兵衛・五郎兵衛・八兵衛・仁兵衛・喜兵衛、右八人之者共手錠申付る

五月九日　美濃部村百姓共、過半立退、何方に參候哉不相知候段、庄屋相屆る

五月十二日　郷山五郎兵衛と申者、先達而手錠申付置候處、手錠之内も罷出、彼是世話もやき候樣に相聞、不屆之段申聞、入牢申付る

五月十四日　今朝松下吉右衛門殿上京被致、但し美濃部村百姓共、二條御奉行所へ加宿之義御免被成下候樣願出候に付、所司代松平豐後守樣方御内々御聞被成度旨申來り候に付、上京被致

五月十九日　吉右衛門殿京都方被歸、美濃部村百姓共京都方不殘罷歸る

五月廿一日　先達而美濃部村百姓共内、入牢手錠申付置候處、今日差免す

十月廿三日　去年方被仰付候村々加宿助郷之義、今日菅十郎兵衛殿宅へ召呼、郡奉行・御目付・總御吟味方・御代官下役・大庄屋立會にて加宿助郷御免被仰出（下略）

右之義に付、先達而百姓共致騒動候に付、入牢・手錠・戸〆・村預け、右段々書付を以て被仰付

十二月十二日　美濃部村加宿に付入牢三人郷山源兵衛御仕置被仰付、左之通

先達而入牢被仰付置候處、今日御領分中追放被仰付

右　同　斷　　治郎兵衛　勘兵衛　五郎兵衛　源兵衛

此者村方にて惡心物に付永牢被仰付

先達而手錠被仰付置候處、今日御領分中追放被仰付

但し勘兵衛・治郎兵衛居屋敷は闕所被仰付

助郷村地域の擴大は此の當然の結果である。然るに其の間にあつて手明村と稱して助郷役を勤めざる農村の存するのは何故であるか。就いて見れば彼等には助郷役を賦課せらるゝ迄に既に十分の負擔があり、最早助郷役を勤むべき餘裕が殘されてゐなかつたからである。（註二）[21] 助郷役は斯る農村にさへ幾度びか賦課せられんとした事があるが、結局其の抵抗に賦課の停止を餘儀さ

21）天保七年九月、松平丹波守領分信州筑摩郡五ヶ村助郷免除歎願書

れつゝ、漸次宿驛より遠距離の、從つて廣範圍の農村に賦課せられて行つた。而も夫れは自ら大藩の領民には輕く、小藩及び旗下の領民には重く、[22]富裕なる農民には輕く、貧困なる農民には重く、遠く新しき助郷には輕く、近く古き助郷には重く賦課することとなりしに止らず、右の如く助郷村としてとらるゝ農村の範圍が廣大となり、各宿驛の助郷村が相互に交錯するに至りし結果として、之を助郷村より見るときは、一村にして二宿或は三宿四宿、多きは五宿より助郷人馬の出役を要求せらるゝが如きものをさへ生ずることとなつたのである。助郷役が課役の形態を脱して租稅の形態をとりそめたる事、亦這間の事情の反映である。

(註二) 所謂手明村無役の次第を左の歎願書によつて窺ふ事にしよう。彼等が既に、如何に多分の負擔を課せられゐたるかは、此一書を通覽する事によつて十分知らるゝところであらう。斯くて彼等は助郷役免除の裁許を得たのである。然るに其後に至つて、一度ならず二度迄も彼等に助郷役が賦課せられたることは、軈て又彼等以外の農村が、如何に負擔の過重に苦しみしかを示すものと言はなければならない。

『　乍恐以書付奉願上候

今般助郷一件に付當所村々御見分被爲遊候處、私共村々之儀茂御見分可被爲遊候段被　仰付奉畏候、是迄數ヶ度助郷之義近村々御見分御座候得共、私共村々寛政度之後差村に不相成、御見分請候義無御座候、右小村困窮之村々に而惡地且過役請候難澁之村方に御座候而、助郷可相勤村方に無御座候に付、相除きに相成候義に奉存候、此上助郷被仰付候共、迚茂可相勤村方に無御座候、乍恐困窮之譯仕來無役之次第左に奉申上候

一、松本御城附御要害に備被置候村方に而、御城附御用莫大に御座候而難澁仕候

一、御獻上巢鷹網掛鷹御用人足夥敷御入用に而相勤難澁仕候

一、御獻上雉子追鳥と唱人足莫大に差出し、往古ゟ仕來には御座候得共難澁仕候

一、御城并御家中屋敷修覆、諸木薪持扈け、堀木木場流方、水變萬端人足莫大之御入用、仕來に而は御座候得共難澁仕候

22) 天保義民錄拾遺（野洲郡史．下．720-721頁）參照

一、征矢野村之義は木曾川筋川除場所、御料所二子村地内借地仕、長延拾丁餘敷拾五間高貳間半之堤築立、水難相防候得共、小村に而、右双之川除引請難澁仕候

一、兩嶋村之義は木曾川端に而川除場所は他村分借地仕、長延六七丁も御座候而、惣高四十石之極小村に而、右川除仕候間、誠に以難澁至極仕候

一、永田村・梶海渡村・鎌田村極難澁地有之、右所持之百姓離散仕、當時村厄介に相成、或は御領主へ差上地等に相成難澁仕候

一、梶海渡村之義鎭川と申荒川端村に而、少々雨降候而茂急水仕、御田地家居等まで惡水押入難澁仕候

一、領内に大橋四ヶ所御座候、懸替度に人足諸木差出し難澁仕候

一、私共組合村々用水堰極難場四ヶ所有之、破損人足夥敷相懸り難澁仕候

一、領主方飛州ゟ番詰交代人馬山内向用人足多分差出し難澁仕候

一、私共村々之義は御等詰り之村々に而、かり敷秣場無御座、田方餘ひに畑高へ新敷作開作仕候而、面作に而田方之減場仕候譯に相成難澁仕候

一、領主江戸飯米拾里餘之附送り仕難澁仕候

一、北國脇往還御往來之節、繼場宿三ヶ所ゟ人足差出し難澁仕候

一、寛政八辰年、中山道贄川宿外三ヶ宿助郷平田村外貳拾貳ヶ村ゟ、私共村々增助郷に御願仕候に付、御見分被成下置、其上道中

御奉行所樣ゟ被召出、蒙裁許助郷御免除に相成候

一、文化元子年

樂宮樣御通輿之節、始而當分助郷被仰付御用相勤候得共、宿助郷相手取出訴仕、御吟味之上、寛政度之御裁許之趣相守可申筈、議定内濟仕候

一、文化十一戌年、中山道贄川宿外三ヶ宿助郷平田村外貳拾貳ヶ村、私共村々增當分助郷差村仕御願申上、則御印狀頂戴仕、相附人馬觸當候に付、御用相勤め、右宿助郷相手取出訴仕、御吟味之上、以後當分助郷に可相成義には無之段取究、熟談内濟仕候

一、兩嶋村・征矢野村・鎌田村之義は、用水路無御座、御田地内より湧出候冷水に而田作仕候間、違作多々御座候而至て難澁仕候

一、永田・梶海渡兩村之義は、用水數ヶ村流末に而用水不足仕、難澁仕候

前條奉申上候通、極難澁過役請候村方に而、照降不定之地、田畑御竿詰り、悪地極難澁村方に御座候間、百姓相續相成兼候處、領主ゟ年賦用捨枚(用捨米)等被申付、漸百姓相續仕罷在候所、此上助郷等被　仰付候共、可相勤義には無御座候間、何卒格別之以御仁惠を、助郷之義御沙汰御免被成下置候樣偏に御憐愍奉願上候　以　上

松平丹波守領分
信州筑摩郡
梶海渡村
與　頭　彦　之　丞
兼帶庄屋　與一右衛門
南新村庄屋
（永田村征矢野村兩嶋村鎌田村
右四ヶ村の與頭庄屋名略之）

天保七申年九月

中尾見一郎樣
勝田万次郎樣

』

五、助郷制度の廢止

維新以降、識者當局者は助郷制度の弊害を伴ふこと多きを見、到底之を以て向後の制度とするに足らずと考へた。彼等は『即今天下萬民塗炭の苦、この助郷を以て第一とす、若し之を廢さば實に萬民の大幸、王政一新の實效こゝに顯ると云べし』[23]とまで此制度の存續を非としたのである。併し乍ら當時の實情として助郷なくしては繼立に支障を來すべきは必定であり、代るべき何もの

23) 馬虎生氏．驛馬之道艸

をも見出さずして之を廢するが如き事は、『行旅之來往・信書之報酬・物貨之運輸は國之大事・人之譯而不可缺もの、能く此三つを快通せば東西隔塞之患を除き、物産繁富之原を開、世之交際も厚きに至らん[24]』と言へる政府として、殊に政治遂行上、當然自ら人も遣り書も發し貨も亦送らざるを得ざる政府として、到底なし得ざりしところなるは明かである。廢せんとして廢するを得ず、一時姑く舊制を踏襲することとしたが、爾來或は助郷役を廣く全國一般の課役とし、或は驛郷の對立を廢して合併の繼立とし、弊を生じては再び舊制に近く復する等、種々對策を講ずる傍ら、一方泰西の事情を研究し、茲に會社組織による各種事業の經營を見出し、遂に民間各地に私立相對の人馬繼立會社を設立せしめ、公私一切の交通總べて皆之に由らしむる事に決したのであつた。所謂陸運會社は此私立相對人馬繼立會社である。併し乍ら、當時民間の會社組織に關する知識は、幼稚と言はんよりは寧ろ絕無と言ふべき狀態にあり、斯くて政府は先づ會社が如何なるものなるかを民間に敎へ、其の設立を勸誘せざるべからざりしのみならず、其の勸誘のため各驛を巡廻する官吏にも亦會社の何たるかを明解する者少かりしため、政府は彼等にも其告諭すべき條欵を示さねばならぬといふ有樣であつた。併し乍ら兎も角も政府が誘掖之れ力めたる結果として、陸運會社は明治四年十月京都府外十七縣下に設立せられてより以來、各地に相踵いで設立せられ、此設立に伴つて助郷は漸次廢止せられて行つたのであるが、宿驛も亦之と共に廢止せられたるものであり、陸運會社に懸けたる政府の期待には頗る大なるものがあつたのである。所謂宿驛助郷の廢止

24) 陸運會社設立勸誘書

とは、近世の交通制度上、宿驛助郷村民の負擔と定められたる各種課役の廢止といふに外ならぬ。而して政府は明治五年七月令を下して同年八月晦日限り斯種一切の課役廢止の事としてゐるが、猶此期を過ぎて後設立せられたる陸運會社の存するより見れば、此命令は必ずしも嚴守せられたとは言ひ得ない。

兎まれ斯くして陸運會社は設立せられ助郷制度は廢止せられて行つた。然るに陸運會社は一體に其名實相副はず、私立相對人馬繼立會社たる實あるもの殆どなく、其營業狀態たるや舊傳馬所に於いて行ひしところと全く逕庭がなかつた。加之、或は會社と何等關係なき舊宿驛の債務を平然として負擔し、或は舊來の風習を去らず、權威を弄すること多く、或は又地の利宜きを得ずして其の維持困難となるや、恣に驛中に賦課を試み、社外の人馬を束縛する等其弊害漸く甚しく、之がため宿驛の人民より怨嗟の聲さへも生ずるに至つたのである。斯くの如く其性質官私混淆・義理曖昧にして、唯舊習に眷戀たる陸運會社を如何に處置すべきやは、交通の發達を計るを以て經國の一要部と考へ、熟慮審案を重ぬる當局者の當然問題にするところとなつたのであるが、遂に政府は明治八年五月限り各地の陸運會社を一切强制的に解散せしむることとした。之に代つて陸上運送を業としたるものは內國通運會社であり、其前身は陸運元會社であるが、之を結成するものは、近世二百數十年の間通信業に從事せる彼の町飛脚であつて、近世の交通制度を廢止して全く餘殃なきを得るに至つたのは、此近世の通信業者が年來の家業を政府の手に委ね、今や陸運業者として立つの果斷をなしたるに由るものである。[25]

25) 拙稿・陸運會社の設立及解散（本庄博士編・明治維新經濟史研究・531-571頁）參照

六、餘　言

近世の交通制度が、封建制度を維持存續せしめんとする德川幕府の目的に對して、極めて緊要なる一手段たりし事は明かである。今此交通制度を、幕府が何を以て遞送義務を負ふべきものと定めたるかの見地より見れば、當初は宿驛單一の制度であつたと言ふことが出來る。後宿驛に配するに助郷を以てしたるため、以來交通制度は宿驛助郷複合の制度となつたのであるが、二者の中主たるものは宿驛であり、從たるものは助郷であつた。然るに後に及んで此兩者の關係は全く顚倒し、後者は宿驛を助くる郷村として、名のみは依然助郷であつたが、宿驛に於ける遞送は、其助郷よりの人馬を俟つて初めて滯滯なく行ひ得たるものであり、之を幕末の實際に就いて見れば、所役人馬中十に七八は助郷人馬であつた。卽ち今や宿驛は繼立事務に關してこそ依然舊の如く獨り之に與るとは言へ、所要人馬に關しては、僅に十に二三を負擔するに過ぎざる事となつたのであつた。

此驛郷主客の顚倒は、軈て然なきだに困窮せる農民を更に困窮せしめ、疲弊せる農村を更に疲弊せしむる事であつた。而も窮迫疲弊の速度と範圍とは、以上述べ來りしが如き各種原因協働の結果として、漸次增大の途を辿つたのであるが、此農民の窮迫・農村の疲弊は、皮肉にも封建制度維持存續の手段として設けられたる交通制度のため、更に拍車をかけらるゝ結果となつたのである。斯くの如きは當初何人も想到しかなつたことに相違ないが、然ると然らざるとに拘らず、上

述の結果を生ずるに至ることは、思ふに避くべからざりしところであつた。蓋し曩にも一言せし如く、成る程助郷役に對しては幾何かの手當金が支給せられ、古くは之がため一部農民には助郷役に出づるは農間の稼となるともし、進んで助郷村たらん事を競ひしものさへもあるが、斯くの如きは助郷役本來の性質を正當に解するものと言ふを得ず、假令手當金の支給ありとするも、既に助郷役が一の課役たり、換言すれば手當金の支給が廢止せらるゝに及びても、猶且彼等に於て負擔せざるべからざりし一の勞役たる事を思はゞ、元來助郷役は農民に於いて歡迎せらるべき性質のものでは斷じてなかつたからである。果して助郷役を苦痛とする聲は程なく起るに至つたが、猶以て後期に於ける夫れには比すべくもない。併し乍ら一方にあつては貨幣經濟は漸次進展を績け、之と共に土地經濟に立脚せる幕府諸藩の財政が破綻を告ぐる事頻々たるに及び、正租の苛斂誅求は漸く甚だしく、又前述支給手當金の如きも實質的に著しき減少を來し、且一の租稅たるに及んでは、農民は切實なる苦痛を受くることとなり、更に之と並行して助郷役自身も亦增大し、愈々農民の窮迫・農村の疲弊を甚だからしむる事となつたのである。

以上述べたるところを以て略〻助郷制度の如何なるものなりしかを明かにし得たることと思ふ。併し乍ら助郷制度は宿驛制度と合して初めて近世交通制度の全體をなすものであり、從つて之と共に宿驛制度を明かにすることは、單に助郷制度そのものを理解するためにも必要なる事と言はなければならない。併し茲には之以上言及するをさしひかへ、其推移に關しては、更に他日稿を改めて述ぶることにしたいと思ふ。